

<実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	15	2	(4)	①	3)c) 工事監理業務を行う者	P.14、a)の設計業務を行う者と同一でもよいでしょうか。	要求水準書3(3)4)に記載のとおり、第三者監理方式ですので、「設計業務を行う者」と「工事監理業務を行う者」を同一とすることはできません。 なお、実施方針に関する質問・回答は7月末までに終了しており、本質問は、募集要項等における同内容に対する質問として回答するものです。

< 募集要項等に関する質問と市の回答(1回目)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書に関する質問と市の回答	4				要求水準書 No.24	当日の自然災害や学級閉鎖等事業者に瑕疵がない場合は、貴市のリスクと理解していますが、よろしいでしょうか。	給食数変動する場合の措置は、要求水準書3(17)①に示すとおりであり、事業者は、当該規定による市の指示に基づき、要求水準書2(4)②に規定する食材発注を修正していただきます。この場合、期間が短く発注量の見直しが不可能であり、その結果、給食数変動により食材量と事業者が発注した食材量と乖離したとしても、事業者の責を問うことはありません。
2	事業契約書(案)に関する質問と市の回答	15				事業契約書(案) No.22	貴市の回答に「第70条に基づく契約保証と、第71条に基づく契約保証とを、異なる方法(1つは契約保証金の納付、1つは履行保証保険)とすることは妨げません。」とございますが、第70条に基づく契約保証について、契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせることは許容されますでしょうか。	選定された事業者と協議し、事業上のメリットの有無を確認した上で、適否を判断するものとします。
3	事業契約書(案)に関する質問と市の回答	15				事業契約書(案) No.22	貴市の回答に「第70条に基づく契約保証と、第71条に基づく契約保証とを、異なる方法(1つは契約保証金の納付、1つは履行保証保険)とすることは妨げません。」とございますが、第71条に基づく契約保証について、契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせることは許容されますでしょうか。	選定された事業者と協議し、事業上のメリットの有無を確認した上で、適否を判断するものとします。
4	事業契約書(案)に関する質問と市の回答	16				事業契約書(案) No.31	貴市の回答に「当該年度の開業準備及び運営・維持管理業務に係る全ての費用の合計額は、サービス対価Bとサービス対価Cの合計額と一致します。」とございますが、2年度目以降はサービス対価Bは発生しないため、サービス対価Cのみという認識でよろしいでしょうか。	「当該年度の開業準備及び運営・維持管理業務に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する契約保証金」と規定していますので、開業準備業務を完了した年度の翌年度以降は、「当該年度の運営・維持管理業務に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する契約保証金」となります。
5	事業契約書(案)に関する質問と市の回答	18				事業契約書(案) No.49	「追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担します。」とありますが、サービス対価A-1の変更は事業者としてコントロールできることではございません。そのため、それに伴う追加費用を事業者が負担するのは合理的ではなく、貴市にて負担いただけないでしょうか。	別紙7-2に規定するとおり、サービス対価A-1に変更が生じ、金融機関への事務手数料や弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントへの委託料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担します。

< 募集要項に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	自主事業の収益は全額事業者に属するという記載がございますが、①事業内提案事業と②事業者の提案による自主事業のどちらにするかは事業者が提案事業ごとに提案出来、①事業内提案事業として提案したものが貴市のご判断により、独立採算により実施する②自主事業に変更されることはない理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「施設整備や自主事業の運営において、主体事業である本施設の運営業務及び維持管理業務に影響を及ぼさない」とありますが、給食センターの整備運営事業の収支から、自主事業の収支は完全に切り離す必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業契約書(案)第59条第1項を参照してください。
3	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	自主事業の収入はSPCが保有する口座に入金する必要はございますでしょうか。あるいは、実際に当該業務をSPCより受託する企業の口座にて収入を受領することは可能でしょうか。	自主事業の収入は、SPCの口座に入金されるようにしてください。
4	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「ただし、収益の市への一部還元を提案できる。」とありますが、自主事業が赤字だった場合等で、提案書の中で記載した収益還元を、その通り実施出来なかった場合、ペナルティ等はありませんでしょうか。	ペナルティはありませんが、事業提案書において提案した内容を誠実に履行していただきたく存じます。
5	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「国からの交付金の交付を受けないことも想定する。」とありますが、交付金の交付を受けないことは、どのタイミングで判断するのでしょうか。	事業者からの提案内容を踏まえ、交付金の交付手続期限までに判断します。
6	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「国からの交付金の交付を受けないことも想定する。」とありますが、交付金の有無により民間金融機関等からの資金調達額が変わる可能性があり、それを理由として調達額が増加することとなった場合、それに伴う金融費用の増加は市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙7-2に規定するとおり、サービス対価A-1に変更が生じ、金融機関への事務手数料や弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントへの委託料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担します。

## ＜ 募集要項に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
7	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	市が国からの交付金の交付を受けないこととなった場合、サービス対価A-1(一時払い)が減額される可能性があるという認識でよろしいでしょうか。 その場合、事業者が行う自主事業が貴市の財政支出の軽減に対して効果が高いと判断された結果、サービス対価A-1の額が減額され、事業者における資金調達額及び資金調達コストが増加するというのは合理的ではないと考えますが、交付金の交付の有無に関わらずサービス対価A-1は変動しないような建付けにしていただけませんか。	前段について、事業契約締結時点で交付金の交付を前提として事業契約書別紙7-2にサービス対価A-1の金額を記入し、その後、交付金の交付を受けないこととなった場合は、当然、記入した金額から変わることとなりますが、交付金の交付を受けるか否かは、事業者が提案する自主事業の内容によりますので、その点を踏まえて、ご提案ください。 後段について、No.6の回答を参照してください。
8	募集要項	5	2	(1)	⑧	▼事業内提案事業と自主事業の比較	事業内提案事業の費用負担欄に「サービス対価に含む」とありますが、事業者にて事業内提案事業を実施する場合、利用者から利用料や、食材費等を少額であっても徴収することができない想定でしょうか。	事業者からの提案によりますが、利用者の実費相当の負担を求めることは妨げません。
9	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	施設使用料は自主事業のみが対象であり、事業内提案事業は対象外の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	施設使用料が減免される前提で提案した場合、落札後に減免されないこととなった場合には事業者の判断により事業内提案事業の実施有無を決定させて頂けますでしょうか。	事業内提案事業に関しては施設使用料は徴収しません。
11	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	本施設を活用した自主事業について、収益が発生しない場合(利用料金収入が費用の範囲内)には施設使用料は発生しない理解で宜しいでしょうか。	施設使用料は、事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合に徴収するものであり、自主事業での収支状況によって徴収するか否かが変わるものではありません。
12	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	本施設を活用した事業内提案事業について、収益が発生しない場合(利用料金収入が費用の範囲内)には施設使用料は発生しない理解で宜しいでしょうか。	No.9の回答を参照してください。
13	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	本施設を利用する学童保育への給食提供事業を検討しています。 食材費のみを利用者から徴収する計画ですが、事業内提案事業として提案させて頂き、人件費などその他の費用をサービス対価に含めることは可能でしょうか。 また、同提案については行政財産使用料が減免される理解で宜しいでしょうか。	自主事業と事業内提案事業の枠組みについては、募集要項2(1)⑧を参照してください。 また、施設使用料は、募集要項2(1)⑩に示すとおり、自主事業として実施する場合に徴収するものです。

< 募集要項に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
14	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	本施設を利用する体操教室を検討しています。利用料金収入を徴収しない場合は「事業内提案事業」となり行政財産使用料が減免され、利用料金収入を徴収する場合は「事業者の提案による自主事業」となり行政財産使用料が発生する理解で宜しいでしょうか。	自主事業と事業内提案事業の枠組みについては、募集要項2(1)⑧を参照してください。お示しのような場合、体操教室への参加者からの料金収入があるか否かで自主事業か事業内提案事業かを区分するものではありません。
15	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	自主事業を行う際の施設使用料は発生するのでしょうか。減免は可能でしょうか。また費用はいくらの設定でしょうか。	募集要項2(1)⑩に規定するとおりです。
16	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	「事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、原則として、町田市行政財産使用料条例に基づき、施設使用料を徴収する」とありますが、「事業者の提案による独立採算の自主事業」ではなく、本施設を活用して「事業内提案事業」を実施する場合、町田市行政財産使用料条例に基づき、施設使用料を徴収されますでしょうか。	No.9の回答を参照してください。
17	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	「事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、原則として、町田市行政財産使用料条例に基づき、施設使用料を徴収する」とありますが、「事業者の提案による独立採算の自主事業」ではなく、本施設を活用して「事業内提案事業」を実施する場合で、そのために駐車場を設けた場合、町田市行政財産使用料条例に基づき、当該駐車場に関して施設使用料を徴収されますでしょうか。	No.9の回答を参照してください。

< 要求水準書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書	5	1	(3)	①	▼町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件表内「ガス」	事業用地(旧忠生第六小学校)は、都市ガス低圧管が引込まれておりますが、東京ガスネットワーク(株)と事前に協議した結果、老朽化のため再引込の必要があり地権者と協議が必要となるとの見解でした。熱源に都市ガスの検討を行う条件とし、都市ガス引込の可否について、貴市より条件をお示しいただきませんか。また、引込可能であった場合、低圧または中圧引込となるのか合わせてご提示をお願いいたします。	要求水準書に規定するとおり、供給事業者と調整の上、提案してください。
2	要求水準書	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件表内「形態制限」	雨水浸透施設の必要量は全体の事業用地3036.16㎡を対象としての算定が必要ですか。その場合、P28の既存調整池の貯留量(2021.40㎡)に加算する必要があるのでしょうか。	給食センター用地・公園用地ともに、雨水浸透措置を要します。また、要求水準書2(11)⑤4)に示す場合は、雨水貯留量を付加する必要があります。
3	要求水準書	6	1	(3)	②	▼南エリア給食センター事業用地の前提条件表内「ガス」	事業用地(東光寺公園調整池上)は敷地内に都市ガスが引込まれておりません。東京ガスネットワーク(株)と事前に供給検討を行いました。提案期間中に引込の可否および引込負担金につきまして、検討期間が短く回答できないとの見解でした。熱源に都市ガスの検討を行う条件とし、都市ガスが引込の可否について貴市より条件をお示しいただきませんか。また、引込可能であった場合、低圧または中圧引込となるのか合わせてご提示をお願いいたします。	要求水準書に規定するとおり、供給事業者と調整の上、提案してください。
4	要求水準書	20	2	(4)	②	5)▼食材等の納品時間	食材の納品時間は調理当日の6:30~7:30で時間内で事業者が食材納入業者と調整とありますが、必ずしもこの1時間内でなく7:30以降で調整することも可能でしょうか。	納品時間は、近隣小中学校の登校時間との重複を避ける意図で設定しています。本意図を踏まえた上で、事業者が時間を調整する提案をすることは妨げません。
5	要求水準書	23	2	(5)	③	4)廃棄物・食品残渣	今までの質問で、牛乳パックの処理について数多く質問がされているため、条件を再度整理させていただきます。 ・町田市全小中学校の約32000食(小学校約23000、中学校約9000)分を1日で処理(平均数量300kg程度) ・事業者の業務「中学校分(別事業の鶴川センター含む)の牛乳パックの回収、破袋・洗浄・乾燥(リサイクル可能なレベルの脱着水)」 ・市の業務「小学校分の牛乳パックを回収し町田忠生小山エリアセンターへ搬入(提供翌日の午前中)、および紙リサイクル回収(回収は毎日)」 また、紙リサイクル回収の時間は、1日分の洗浄処理が終了したタイミングがよいのですが、事業者の希望に合わせて調整頂けますか。	作業終了時間にもよりますが、可能な範囲で回収時間を調整します。

## &lt; 要求水準書に関する質問と市の回答 &gt;

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
6	要求水準書	23	2	(6)	①	車両動線	車両出入口の指定がありますが、給食用ではなく、一般の来客車両や自転車、バイクなどの軽車両はそれ以外の場所からの出入も認められますか。	法令の範囲内で事業者の提案によります。
7	要求水準書	27	2	(10)		3)b)市職員の常駐について	「玄関、事務スペース、トイレ、更衣室などは事業者と共用する」とありますが、市側と事業者側に別々の諸室を設けることは許容されますか。	施設計画の効率化に資するものであれば、事業者の提案を妨げるものではありません。
8	要求水準書	28	2	(11)	③	配送車両置場・構内通路	「南エリアの車両出入口を設ける西側道路沿いに歩車分離のための歩道状空を配置する」とありますが、南側の道路沿いには不要との認識でしょうか。また歩道状空地に必要な幅員や仕上仕様はありますでしょうか。	歩道状空地の整備内容については、要求水準書2(11)③2)に示す以外、事業者からの提案によります。
9	要求水準書	28	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】雨水調整池の地下埋設	雨水調整池の地下埋設工事は、事業者の業務範囲との理解ですが、事業者が地下埋設工事を行う以上、調整池上が事業地であるために発生し得る損害・増加費用については、全て事業者負担となるのでしょうか。あるいは、不可抗力事由等の協議が市・事業者の間で行われる理解でよろしいでしょうか。	ご質問文中の「調整池上が事業地であるために発生し得る損害・増加費用」が、事業契約書(案)第1条第1項第47号に規定する「不可抗力」に該当する場合、市は、第83条第1項に規定する報告が事業者からあれば、第85条第1項に従い協議を行います。
10	要求水準書	40	3	(12)	②	配膳業務	エレベーターの設置がない配送対象校において、上階の配膳室にて配膳をする場合、1階から上階への食器カゴ・食缶等の運搬については、生徒ではなく事業者で雇用する配膳員が行うご想定になりますでしょうか。	要求水準書添付資料11-1に示す配膳経路は、事業者が運搬する経路を示しています。
11	要求水準書	40	3	(12)	②	配膳業務	配膳業務に関して使用するアルコール・塩素、手洗い洗剤などの衛生消耗品については、事業者にて負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、給食において生徒が使用する衛生消耗品は市が調達します。
12	要求水準書	41	3	(12)	②	配膳業務	2022年8月30日公表の要求水準書に関する質問と市の回答No54について、配膳業務において発生したゴミは、事業者の業務との主旨のご回答がありますが、事業者の業務としては配膳業務で発生したごみの適切な処理であって回収ではなく、当該ごみの焼却等の回収・処理費用の負担については貴市(配送対象校)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

＜ 要求水準書に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
13	添付資料1-1	2				第8条(壁面の位置の制限)	「建物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は5メートル以上」とありますが、小山エリアの敷地分割する屋内運動場側との境界線も同様の規定でしょうか。また、道路と敷地の高低差処理のための構築物や看板などの工作物などは緩和の対象となるでしょうか。	敷地境界線は、建築基準法で定める建築敷地における道路境界線及び隣地境界線を指します。「建築物の外壁等」に含まれないと解される擁壁その他の工作物は、本制限の対象ではありません。
14	添付資料9-1	1					別事業で整備される鶴川エリア給食センターは、10年後閉鎖される計画ですが、その分の給食提供が、町田忠生小山エリアと南エリアに組み込まれる計画はありますか。	基本計画に示すとおり、鶴川エリア給食センターの利用終了時点での生徒数や、新たな学校づくりの進捗状況を踏まえ、改めて、給食センターの配置及びエリア設定を再編する予定です。再編方法として、町田忠生小山エリア・南エリアの給食センターから供給することも考えられます。
15	添付資料10-1	1					「中学校の統合とその建設期間中の仮移転等が行われることにより、両センターが配送する学校及び提供食数変動する」とありますが、添付資料9-1にはその内容は反映されていないとの理解でよろしいでしょうか。また、配送校変更の際は、添付資料9-1をもとに提案する提供可能調理能力を考慮し、過剰な増加がないようご配慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料9-1は、現在の中学校区における推計値を示したものであり、新たな学校づくりによる動きは加味していません。新たな学校づくりに対応する給食提供方法については、各給食センターの供給可能量を踏まえて検討し、実施する予定です。
16	添付資料13-1	2					No.13の献立において、「さんま塩焼きのおろし煮(タレ)」と「おひたしのタレ」の両方を冷却する必要があります。液体の冷却は時間がかかるため、2品の冷却を行わなければいけないと、機器選定に大きく影響があります。タレ類の冷却は1日1品となるよう、献立調整をお願いできないでしょうか。	お示した献立の構成で実施することを想定します。

＜ 様式集に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	様式集 (Excel)					様式3-7-3⑥ 収益還元	自主事業に関して利益の●%を収益還元として提案できる理解ですが、実際に還元する金額は計画値ではなく実際の利益に対してであり、自主事業の収支が赤字となった場合には当該年度分に関する収益還元は免除される理解で宜しいでしょうか。	実際に市に還元する金額は、当該年度の実際の収入から支出を控除した利益の2分の1に対して、事業提案書に記載した還元率を乗じて算出します。当該年度の収支が支出超過である場合、利益は無いため、市への還元もありません。
2	様式集 (Word)	8	2	(3)	①	表中「関係図面・諸元表等」	様式番号3-7「事業計画に関する付属資料」の内「関係図面・諸元表等」は、施設整備に関わる内容のため、町田忠生小山エリア給食センターと南エリア給食センターで、内容が異なる資料が多くなります。1つの資料(「全体配置図」など)に対し、町田忠生小山エリア→南エリアの順に記載するとわかりにくくなるため、町田忠生小山エリア分で「設計概要～透視図」までを1まとめに、南エリア分と同様に1まとめに、という構成でよろしいでしょうか。	様式集2(2)の表「提出書類の綴じる区分」のうち「綴じ方」の欄に示すとおり、施設毎にまとめて綴じてください。

## &lt; 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 &gt;

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	事業契約書(案)	6	2			第10条1項 (第三者に及ぼした損害等)	「通常避けることのできない騒音・・・臭気等」などによる第三者への損害は、そもそも事業者において対応が困難な場合も比較的考えられるかと存じますので、かかる損害については、市にご負担頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
2	事業契約書(案)	12	4	1		第25条 (建設に伴う近隣調整)	合理的な範囲で結構ですので、市の協力義務について規定頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
3	事業契約書(案)	13	4	1		第26条6項、7項 (調理機器等、食器食缶等及び施設備品等並びに配送車両の調達等)	市による搬入設置完了確認は、概ねどの程度の期間でなされることを想定されておりますでしょうか。	現時点において具体的な期間をお示しすることはできませんが、特段の理由がない限り、事業契約書(案)第33条に基づく完工確認の中で実施する想定です。
4	事業契約書(案)	15	4	3		第29条第3項 (工期又は工程の変更)	現在、世界的な半導体等不足の影響で、受変電設備や空調設備の納期が延びており、メーカーの努力でも解決できないレベルの問題となっております。この様に世界情勢や感染症などの影響を受けて予定工期内の完成が不可となった場合、『不可抗力の発生』によるものとお認め頂けませんでしょうか。	提案に際しては、お示しのような現在の状況を踏まえ、募集要項等に定める設計・建設期間を遵守できる工程を計画してください。その上で、事業契約締結後、現在の状況からさらに大きく状況が変わり、事業者の努力では対応できない場合、「不可抗力の発生」として対応方法を検討することになると解します。
5	事業契約書(案)	19	4	4		第37条第9項 (契約不適合責任期間等)	保証書を(建設企業名称、調理設備調達企業名称、什器備品等調達企業名称等)から徴収とございますが、①建設企業、②調理設備調達企業、③什器備品等調達企業が自社の受託業務部分に関して個別に保証書を提出する理解で宜しいでしょうか。例えば、③什器備品等調達企業は什器備品等調達業務に関して保証書を提出し、建設業務や調理設備調達業務に関する保証書への押印は不要の理解で正しいでしょうか。また、上記①～③以外の企業は保証書への押印は不要との理解で宜しいでしょうか。	別紙5「保証書様式」は、調理設備調達企業や什器備品等調達企業等についても、事業者から受託する業務に関して、個別に作成・提出していただきます。別紙5を修正します。
6	事業契約書(案)	19	4	4		第37条第9項 (契約不適合責任期間等)	保証書を(建設企業名称、調理設備調達企業名称、什器備品等調達企業名称等)から徴収とございますが、別紙5「保証書様式」第1条には「本施設の建設工事に係る債務(調理設備、食器食缶等及び施設備品等の契約不適合に関するものを除く。)」とあり、保証書の押印者は建設企業のみとの理解で宜しいでしょうか。	No.5の回答を参照してください。

## &lt; 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 &gt;

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
7	事業契約書(案)	22	5			第43条4項 (市による開業準備完了の確認)	「3日以内」とされているのを、「3営業日以内」にして頂きたいと存じます。	修正します。
8	事業契約書(案)	24	6	1		第47条3項 (什器備品等の更新・保守管理)	「維持管理・運営期間中」は、「運営・維持管理期間中」の誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
9	事業契約書(案)	24	6	1		第48条3項 (業務報告)	「本件関連書類」は「本関連書類」の誤植と存じます。	ご指摘のとおりです。修正します。
10	事業契約書(案)	28	7			第57条第2項 (自主事業による収益の帰属及び費用の負担)	万が一、自主事業で十分な収入が確保できなかった場合、行政財産使用料の免除等を受けられる可能性はあるのでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.11を参照してください。
11	事業契約書(案)	29	7			第59条 (自主事業の会計)	自主事業の会計と選定事業の会計は分離し、会計書類の作成が必要とのことですが、自主事業の収入及び支出を、実際に自主事業を受託する企業の会計の中で処理することは可能でしょうか。あるいは、あくまでSPCの会計の中で、自主事業及び選定事業の区別をつける必要があるということでしょうか。	SPCの会計として処理してください。
12	事業契約書(案)	29	7			第62条 (自主事業のモニタリング)	52条及び53条のモニタリングに関する規定が自主事業にも適用されるとのことですが、53条のモニタリング後、54条の規定も適用され、最終的にサービス対価の減額に繋がる可能性はあるのでしょうか。自主事業に紐づくサービス対価はないので、サービス対価が減額されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の減額はありません。
13	事業契約書(案)	35	10	2		第74条第1項(9) (工事完工日後の契約の解除)	「(ただし、次号に該当する場合を除く。）」とありますが、「ただし、次条(第75条)に該当する場合を除く。」の誤りでしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	修正します。
14	事業契約書(案)	36	10	2		第75条第1項(1)～(4)、(6) (その他契約期間中の契約の解除)	第75条第1項(1)～(4)、(6)の各号に該当した場合の違約金の定めについてご教示いただけますでしょうか。	違約金はありません。

## &lt; 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 &gt;

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
15	事業契約書(案)	36	10	2		第75条(その他契約期間中の契約の解除)	75条にもとづき事業契約解除に至った場合について、73条、74条と同じようにサービス対価の残額が支払われるような建付けにしてくださいませんか。金融機関からの資金調達にあたって負荷となる恐れがあります。	第75条第1項第1号乃至第4号及び第6号の各号に該当した場合の違約金はありません。同条第1項第5号に該当した場合には、別紙12-2に示すとおりです。
16	事業契約書(案)	36	10	2		第75条第1項(その他契約期間中の契約の解除)	本条の(1)～(4)、(6)に関して違約金は発生しますでしょうか。万が一、違約金が発生する場合は算定根拠をお示しください。	No.14の回答を参照してください。
17	事業契約書(案)	別紙5-1				契約不適合責任に関する保証書(案)	別紙5の保証書について、例えば運営企業が什器備品等を調達する場合、当該保証書を提出するのでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
18	事業契約書(案)	別紙5-1				契約不適合責任に関する保証書(案)	①建設企業、②調理設備調達企業、③什器備品等調達企業が自社の受託業務部分に関して個別に保証書を提出する理解で宜しいでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
19	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	2)	サービス対価A-1(一時払い)	サービス対価A-1の上限額(税抜)＝事業者が事業提案書に記載した設計・工事監理・建設・事前調査の各業務費用の合計額 × 75% － 交付金) + 交付金 + 施設整備業務消費税相当額とありますが、「 ) 」は誤記であり、以下の認識で宜しいでしょうか。 サービス対価A-1の上限額(税抜)＝事業者が事業提案書に記載した設計・工事監理・建設・事前調査の各業務費用の合計額 × 75% － 交付金 + 交付金 + 施設整備業務消費税相当額	脱落がありましたので、修正します。
20	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	2)	サービス対価A-1(一時払い)	サービス対価A-1の計算式の鍵括弧の始まりが抜けています。正確な計算式をお示しただけますでしょうか。	No.19の回答を参照してください。
21	事業契約書(案)	別紙7-3	1	(4)	1)	運営・維持管理に係る対価	募集要項6頁の⑪光熱水費、通信費等の負担において、本事業に係る光熱水費及び通信費等は事業者負担との記載がございますが、事業契約書(案)別紙7-3(4)1)記載の通り、サービス対価Cにて支払われるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。